

## 令和4年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ194,045千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,149,955千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年（2022年）9月8日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 府支出金		30,517,693	2,627	30,520,320
	(1) 府補助金	30,517,693	2,627	30,520,320
4. 繰入金		3,562,869	▲23,906	3,538,963
	(1) 一般会計繰入金	3,562,869	▲23,906	3,538,963
5. 諸収入		1,229,941	▲260,000	969,941
	(2) 雑入	1,196,841	▲260,000	936,841
7. 繰越金		400,000	87,234	487,234
	(1) 繰越金	400,000	87,234	487,234
歳入合計		43,344,000	▲194,045	43,149,955

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		606,820	▲20,923	585,897
	(1) 総務管理費	575,623	▲23,906	551,717
	(2) 徴収費	30,085	2,983	33,068
4. 保健事業費		384,356	300	384,656
	(1) 特定健康診査等事業費	343,505	300	343,805
5. 国民健康保険事業費納付金		11,681,968	684	11,682,652
	(1) 医療給付費分	8,513,420	494	8,513,914
	(2) 後期高齢者支援金等分	2,352,644	190	2,352,834
9. 予備費		788,232	▲174,106	614,126
	(1) 予備費	788,232	▲174,106	614,126
歳出合計		43,344,000	▲194,045	43,149,955

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
国民健康保険システム更新委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	113,190
電算システム等賃借料	令和4年度から 令和9年度まで	37,106	令和4年度から 令和9年度まで	182,195
合 計		37,206		295,485

( )書は、金融機関等に対する債務保証



歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款) 2. 府支出金	30,517,693	2,627	30,520,320		
(項) (1) 府補助金	30,517,693	2,627	30,520,320		
1. 保険給付費等交付金	30,478,561	2,627	30,481,188	1. 保険給付費等交付金(普通交付金)	300
				2. 保険給付費等交付金(特別交付金)	2,327
(款) 4. 繰入金	3,562,869	▲23,906	3,538,963		
(項) (1) 一般会計繰入金	3,562,869	▲23,906	3,538,963		
1. 一般会計繰入金	3,562,869	▲23,906	3,538,963	3. 職員給与等繰入金	▲23,906
(款) 5. 諸収入	1,229,941	▲260,000	969,941		
(項) (2) 雑入	1,196,841	▲260,000	936,841		
5. 雑入	1,118,821	▲260,000	858,821	1. 雑入	▲260,000
(款) 7. 繰越金	400,000	87,234	487,234		
(項) (1) 繰越金	400,000	87,234	487,234		
1. 繰越金	400,000	87,234	487,234	1. 繰越金	87,234
歳入合計	43,344,000	▲194,045	43,149,955		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 保険給付費等交付金（普通交付金）	300	1. 保険給付費等交付金（普通交付金）	300
		2. 都道府県繰入金（2号分）	2,327
3. 都道府県繰入金（2号分）	2,327		
1. 職員給与等繰入金	▲23,906	1. 職員給与等繰入金	▲23,906
1. 雑 入	▲260,000	1. 雑 入	▲260,000
1. 前年度繰越金	87,234	1. 前年度繰越金	87,234

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 1. 総 務 費	606,820	▲20,923	585,897	2,983	-	-	▲23,906
(項) (1) 総務管理費	575,623	▲23,906	551,717	-	-	-	▲23,906
1. 一般管理費	567,623	▲23,906	543,717	-	-	-	▲23,906
(項) (2) 徴 収 費	30,085	2,983	33,068	2,983	-	-	-



(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 ▲869	3. 非常勤職員報酬 ▲869	1. 人 件 費 ▲24,096 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲1,695 ア. 報 酬 ▲869 イ. 手 当 ▲583 ウ. 共 済 費 ▲243 (2) 一般職員 ▲22,238 (3) 任期付短時間職員 ▲163
2. 給 料 ▲10,644	2. 一般職給 ▲10,644	2. 事務経費 190 旅 190
3. 職員手当等 ▲9,583	1. 扶養手当 ▲648 2. 地域手当 ▲1,188 3. 通勤手当 ▲310 4. 管理職手当 ▲600 10. 期末手当 ▲3,544 11. 勤勉手当 ▲2,537 14. 住居手当 ▲336 19. 児童手当等 ▲420	
4. 共 済 費 ▲3,000	2. 健康保険負担金 ▲118 3. 共済組合負担金 ▲2,769 10. 厚生年金負担金 ▲113	
8. 旅 費 190	1. 費用弁償 190	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般管理費	30,085	2,983	33,068	2,983	-	-	-
(款)							
4. 保健事業費	384,356	300	384,656	300	-	-	-
(項)							
(1) 特定健康診査等 事業費	343,505	300	343,805	300	-	-	-
1. 特定健康診査等 事業費	343,505	300	343,805	300	-	-	-
(款)							
5. 国民健康保険事 業費納付金	11,681,968	684	11,682,652	-	-	684	-
(項)							
(1) 医療給付費分	8,513,420	494	8,513,914	-	-	494	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
11. 役 務 費 2,327	4. 手 数 料 2,327	1. 事務経費 2,983 手 2,327 備 656
17. 備品購入費 656	1. 庁用器具費 656	
1. 報 酬 12	3. 非常勤職員報酬 12	1. 人 件 費 292 (1) パートタイム会計年度任用職員 178 ア. 報 酬 12 イ. 手 当 ▲17 ウ. 共 済 費 183 (2) 任期付短時間職員 114
2. 給 料 83	2. 一般職給 83	2. 事務経費 8 旅 8
3. 職員手当等 22	2. 地域手当 8 10. 期末手当 - 11. 勤勉手当 14	
4. 共 済 費 175	2. 健康保険負担金 37 3. 共済組合負担金 6 10. 厚生年金負担金 132	
8. 旅 費 8	1. 費用弁償 8	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 退職被保険者等 医療給付費分	-	494	494	-	-	494	-
(項)							
(2)後期高齢者支援 金等分	2,352,644	190	2,352,834	-	-	190	-
2. 退職被保険者等 後期高齢者支援 金等分	-	190	190	-	-	190	-
(款)							
9. 予 備 費	788,232	▲174,106	614,126	▲656	-	▲173,450	-
(項)							
(1)予 備 費	788,232	▲174,106	614,126	▲656	-	▲173,450	-
1. 予 備 費	788,232	▲174,106	614,126	▲656	-	▲173,450	-
歳 出 合 計	43,344,000	▲194,045	43,149,955	2,627	-	▲172,766	▲23,906



## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(34) 36	31,044	145,673	102,930	279,647	53,274	332,921	
補 正 額	(-) ▲2	▲857	▲10,561	▲9,141	▲20,559	▲2,825	▲23,384	
補 正 後	(34) 34	30,187	135,112	93,789	259,088	50,449	309,537	

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	1,872	▲648	1,224
	地 域 手 当	15,106	▲1,180	13,926
	通 勤 手 当	3,543	▲310	3,233
	管 理 職 手 当	3,504	▲600	2,904
	時 間 外 勤 務 手 当	10,225	-	10,225
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	16	-	16
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	39,956	▲3,544	36,412
	勤 勉 手 当	27,106	▲2,523	24,583
	住 居 手 当	1,602	▲336	1,266

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	▲10,561	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲10,561	採用に伴う増加分 退職に伴う減少分 異動等に伴う増減分 ▲10,561	職員数の異動状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td> <td>人 36</td> <td>人 34</td> <td>人 ▲2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>36</td> <td>34</td> <td>▲2</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	人 36	人 34	人 ▲2	その他	-	-	-	計	36
	補正前	補正後	増減																
現に在職する職員数	人 36	人 34	人 ▲2																
その他	-	-	-																
計	36	34	▲2																

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	▲9,141	1 制度改正に伴う増減分	-	
		2 その他の増減分	▲9,141	扶養手当 ▲648 地域手当 ▲1,180 通勤手当 ▲310 管理職手当 ▲600 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 ▲3,544 勤勉手当 ▲2,523 退職手当 - 住居手当 ▲336

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 3 年 10 月 1 日 現 在			令 和 4 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職 等	313,905	379,381	43歳 5月	314,065	403,996	43歳 7月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。



## イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和3年 10月1日 現 在	一般行政職等	- ( - )	- ( - )	- ( - )	2 (5.6)	3 (8.3)	9 (25.0)	13 (36.1)	4 (11.1)	5 (13.9)	36 (100.0)
令和4年 7月1日 現 在	一般行政職等	- ( - )	- ( - )	- ( - )	2 (5.9)	2 (5.9)	9 (26.5)	12 (35.3)	5 (14.7)	4 (11.7)	34 (100.0)

(注) ( ) 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
国民健康保険システム更新委託	補正前	-	-	-
	補正額	113,190		-
	補正後	113,190	-	-
電算システム等賃借料 (令和4年度設定分)	補正前	37,106	-	-
	補正額	145,089		-
	補正後	182,195	-	-
合計	補正前	1,367,922		948,059
	補正額	258,279		-
	補正後	1,626,201		948,059

のについての前年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	113,190	-	-	-	-	113,190
5	113,190	-	-	-	-	113,190
-	37,106	-	-	-	-	37,106
	145,089	-	-	-	-	145,089
5~9	182,195	-	-	-	-	182,195
	419,863	-	81,479	-	15,250	323,134
	258,279	-	-	-	-	258,279
	678,142	-	81,479	-	15,250	581,413



## 令和4年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ151,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,261,096千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年（2022年）9月8日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		6,029,453	▲2,093	6,027,360
	(1) 一般会計繰入金	5,404,766	▲2,093	5,402,673
8. 繰越金		800,000	153,189	953,189
	(1) 繰越金	800,000	153,189	953,189
歳入合計		36,110,000	151,096	36,261,096

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		590,951	▲2,093	588,858
	(1) 総務管理費	375,046	▲2,093	372,953
5. 諸支出金		512,426	54,837	567,263
	(1) 償還金及び還付加算金	397,675	54,837	452,512
6. 基金積立金		414,604	98,352	512,956
	(1) 基金積立金	414,604	98,352	512,956
歳出合計		36,110,000	151,096	36,261,096

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護用品支給事業委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	35,323
合 計		21,553		56,876

( )書は、金融機関等に対する債務保証





歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款) 6. 繰入金	6,029,453	▲2,093	6,027,360		
(項) (1) 一般会計繰入金	5,404,766	▲2,093	5,402,673		
1. 一般会計繰入金	5,404,766	▲2,093	5,402,673	3. 職員給与等繰入金	▲2,093
(款) 8. 繰越金	800,000	153,189	953,189		
(項) (1) 繰越金	800,000	153,189	953,189		
1. 繰越金	800,000	153,189	953,189	1. 繰越金	153,189
歳入合計	36,110,000	151,096	36,261,096		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 職員給与等繰入金	▲2,093	1. 職員給与等繰入金	▲2,093
1. 前年度繰越金	153,189	1. 前年度繰越金	153,189

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	590,951	▲2,093	588,858	-	-	-	▲2,093
(項)							
(1) 総務管理費	375,046	▲2,093	372,953	-	-	-	▲2,093
1. 一般管理費	375,046	▲2,093	372,953	-	-	-	▲2,093
(款)							
5. 諸支出金	512,426	54,837	567,263	-	-	54,837	-
(項)							
(1) 償還金及び還付加算金	397,675	54,837	452,512	-	-	54,837	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 ▲903	3. 非常勤職員報酬 ▲903	1. 人 件 費 ▲2,093 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲1,273 ア. 報 酬 ▲903 イ. 手 当 ▲250 ウ. 共 済 費 ▲120 (2) 一般職員 ▲820
2. 給 料 ▲30	2. 一般職給 ▲30	
3. 職員手当等 ▲539	1. 扶養手当 318 2. 地域手当 29 3. 通勤手当 51 10. 期末手当 ▲566 11. 勤勉手当 ▲491 19. 児童手当等 120	
4. 共 済 費 ▲621	2. 健康保険負担金 ▲110 3. 共済組合負担金 ▲438 4. 災害補償基金負担金 ▲61 10. 厚生年金負担金 ▲12	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 償 還 金	388,305	54,837	443,142	-	-	54,837	-
(款)							
6. 基金積立金	414,604	98,352	512,956	-	-	98,352	-
(項)							
(1) 基金積立金	414,604	98,352	512,956	-	-	98,352	-
1. 基金積立金	414,604	98,352	512,956	-	-	98,352	-
歳 出 合 計	36,110,000	151,096	36,261,096	-	-	153,189	▲2,093

(単位：千円)

節	細	節	概 要 説 明	
区 分	区 分	区 分		
金 額	金 額	金 額		
22. 償還金利息及び 割引料 54,837	1. 償 還 金 54,837		1. 国庫負担金等償還金	54,837
24. 積 立 金 98,352	1. 基金積立金 98,352		1. 介護給付費準備基金積立金	98,352

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(39) 28	64,733	106,663	86,527	257,923	50,457	308,380	
補 正 額	(-) -	▲903	▲30	▲659	▲1,592	▲621	▲2,213	
補 正 後	(39) 28	63,830	106,633	85,868	256,331	49,836	306,167	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、( )外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	1,794	318	2,112
	地 域 手 当	11,140	29	11,169
	通 勤 手 当	3,166	51	3,217
	管 理 職 手 当	2,940	-	2,940
	時 間 外 勤 務 手 当	8,923	-	8,923
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	2	-	2
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	36,951	▲566	36,385
	勤 勉 手 当	19,979	▲491	19,488
	住 居 手 当	1,632	-	1,632



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	▲30	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲30	採用に伴う増加分 退職に伴う減少分 異動等に伴う増減分 ▲30	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td> <td>人 29</td> <td>人 28</td> <td>人 ▲1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>▲1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	人 29	人 28	人 ▲1	その他	▲1	-	1	計	28
	補正前	補正後	増減																
現に在職する職員数	人 29	人 28	人 ▲1																
その他	▲1	-	1																
計	28	28	-																

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	▲659	1 制度改正に伴う増減分	-	
		2 その他の増減分	▲659	扶養手当 318 地域手当 29 通勤手当 51 管理職手当 - 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 ▲566 勤勉手当 ▲491 住居手当 -

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 3 年 10 月 1 日 現 在			令 和 4 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職 等	314,957	387,619	43歳 0月	320,050	411,121	44歳 2月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

## イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和3年 10月1日 現在	一般行政職等	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	6 (20.7)	8 (27.6)	10 (34.5)	2 (6.9)	3 (10.3)	29 (100.0)
令和4年 7月1日 現在	一般行政職等	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	5 (17.9)	9 (32.1)	9 (32.1)	4 (14.3)	1 (3.6)	28 (100.0)

(注) ( ) 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
介護用品支給事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	35,323		-
	補正後	35,323	-	-
合計	補正前	1,860,805		598,440
	補正額	35,323		-
	補正後	1,896,128		598,440

のについての前年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
	-	-	-	-	-	-
	35,323	13,599	6,800	-	8,124	6,800
5	35,323	13,599	6,800	-	8,124	6,800
	1,262,365	411,958	206,253	-	257,396	386,758
	35,323	13,599	6,800	-	8,124	6,800
	1,297,688	425,557	213,053	-	265,520	393,558



## 令和4年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,431,015千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年（2022年）9月8日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		1,429,941	▲614	1,429,327
	(1) 一般会計繰入金	1,429,941	▲614	1,429,327
4. 繰越金		60,000	11,629	71,629
	(1) 繰越金	60,000	11,629	71,629
歳入合計		7,420,000	11,015	7,431,015



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		206,184	▲614	205,570
	(1) 総務管理費	193,290	▲614	192,676
2. 後期高齢者医療広域連 合納付金		7,187,676	11,629	7,199,305
	(1) 後期高齢者医療広域連 合納付金	7,187,676	11,629	7,199,305
歳 出 合 計		7,420,000	11,015	7,431,015

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 繰入金	1,429,941	▲614	1,429,327		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	1,429,941	▲614	1,429,327		
1. 一般会計繰入金	1,429,941	▲614	1,429,327	3. 職員給与等繰入金	▲614
(款)					
4. 繰越金	60,000	11,629	71,629		
(項)					
(1) 繰越金	60,000	11,629	71,629		
1. 繰越金	60,000	11,629	71,629	1. 繰越金	11,629
歳入合計	7,420,000	11,015	7,431,015		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 職員給与等繰入金	▲614	1. 職員給与等繰入金	▲614
1. 前年度繰越金	11,629	1. 前年度繰越金	11,629

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	206,184	▲614	205,570	-	-	-	▲614
(項)							
(1) 総務管理費	193,290	▲614	192,676	-	-	-	▲614
1. 一般管理費	193,290	▲614	192,676	-	-	-	▲614
(款)							
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,187,676	11,629	7,199,305	-	-	11,629	-
(項)							
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,187,676	11,629	7,199,305	-	-	11,629	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 ▲10	3. 非常勤職員報酬 ▲10	1. 人 件 費 ▲614 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲59 ア. 報 酬 ▲10 イ. 手 当 ▲54 ウ. 共 済 費 5 (2) 一般職員 ▲555
2. 給 料 ▲902	2. 一般職給 ▲902	
3. 職員手当等 ▲191	1. 扶養手当 480 2. 地域手当 ▲32 3. 通勤手当 181 10. 期末手当 ▲86 11. 勤勉手当 ▲254 14. 住居手当 ▲660 19. 児童手当等 180	
4. 共 済 費 489	3. 共済組合負担金 515 4. 災害補償基金負担金 ▲24 10. 厚生年金負担金 ▲2	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,187,676	11,629	7,199,305	-	-	11,629	-
歳 出 合 計	7,420,000	11,015	7,431,015	-	-	11,629	▲614

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
18. 負担金補助及び 交付金 11,629	1. 負 担 金 11,629	1. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金	11,629

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(6) 10	8,684	39,647	27,882	76,213	14,882	91,095	
補 正 額	(2) ▲1	▲10	▲902	▲371	▲1,283	489	▲794	
補 正 後	(8) 9	8,674	38,745	27,511	74,930	15,371	90,301	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	696	480	1,176
	地 域 手 当	4,178	▲32	4,146
	通 勤 手 当	780	181	961
	管 理 職 手 当	1,428	-	1,428
	時 間 外 勤 務 手 当	1,648	-	1,648
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	-	-	-
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	10,782	▲86	10,696
	勤 勉 手 当	7,498	▲254	7,244
	住 居 手 当	872	▲660	212



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	▲902	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲902	採用に伴う増加分 - 退職に伴う減少分 - 異動等に伴う増減分 ▲902	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td> <td>人 10</td> <td>人 9</td> <td>人 ▲1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>▲1</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	人 10	人 9	人 ▲1	その他	-	-	-	計	10
	補正前	補正後	増減																
現に在職する職員数	人 10	人 9	人 ▲1																
その他	-	-	-																
計	10	9	▲1																

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	▲371	1 制度改正に伴う増減分	-	
		2 その他の増減分	▲371	扶養手当 480 地域手当 ▲32 通勤手当 181 管理職手当 - 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 ▲86 勤勉手当 ▲254 住居手当 ▲660

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 3 年 10 月 1 日 現 在			令 和 4 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職 等	327,670	396,208	45歳 8月	354,233	465,197	50歳 3月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

## イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和3年 10月1日 現 在	一般行政職等	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 (10.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	10 (100.0)
令和4年 7月1日 現 在	一般行政職等	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 (11.1)	1 (11.1)	4 (44.5)	2 (22.2)	- ( - )	1 (11.1)	9 (100.0)

(注) ( ) 書は、各区分ごとの構成比である。



令和4年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第2号)

令和4年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ299千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年(2022年)9月8日提出

枚方市長 伏見 隆



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		46,990	299	47,289
	(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	46,990	299	47,289
歳 出	合 計	47,000	299	47,299

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
4.繰越金	20,000	299	20,299		
(項)					
(1)繰越金	20,000	299	20,299		
1.繰越金	20,000	299	20,299	1.繰越金	299
歳入合計	47,000	299	47,299		



(単位：千円)

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 前年度繰越金	299	1. 前年度繰越金 299

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	46,990	299	47,289	-	-	299	-
(項)							
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	46,990	299	47,289	-	-	299	-
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	44,153	299	44,452	-	-	299	-
歳 出 合 計	47,000	299	47,299	-	-	299	-

(単位：千円)

節	細節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
20. 貸付金 299	1. 貸付金 299	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (1) 母子福祉資金貸付金	299 299

議案第32号

令和4年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	6,972,573	▲ 2,707	6,969,866
第1項 営業収益	5,611,040	▲ 2,639	5,608,401
第2項 営業外収益	1,361,149	▲ 68	1,361,081

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	6,117,870	138,155	6,256,025
第1項 営業費用	5,529,583	138,155	5,667,738

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,887,674千円は、当年度消費税資本的収支調整額323,685千円、建設改良積立金200,000千円、過年度損益勘定留保資金748,712千円、当年度損益勘定留保資金1,615,277千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	3,081,929	▲ 153,000	2,928,929
第1項 企 業 債	2,749,000	▲ 153,000	2,596,000

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	5,963,714	▲ 147,111	5,816,603
第1項 建 設 改 良 費	4,073,638	▲ 162,355	3,911,283
第3項 固 定 資 産 購 入 費	48,641	15,244	63,885

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
配水管移設工事 (令和4年度設定分) (その2)	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	53,000
水道施設更新事業 (令和4年度設定分) (その2)	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	170,000
合 計	306,955			529,955

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上 水 道 施 設 改 良 事 業	補正前	716,000	普通貸借又は証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	563,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	985,638	41,035	1,026,673

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を732,902千円に改める。

令和4年(2022年)9月8日提出

枚方市長 伏 見 隆



## 令和4年度大阪府枚方市水道事業

### 1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業収益		6,972,573	▲ 2,707	6,969,866
営業収益		5,611,040	▲ 2,639	5,608,401
	他会計負担金	6,820	▲ 2,639	4,181
営業外収益		1,361,149	▲ 68	1,361,081
	他会計負担金	4,194	442	4,636
	他会計補助金	731,513	1,389	732,902
	資本費繰入収益	23,660	▲ 1,899	21,761
収入合計		6,972,573	▲ 2,707	6,969,866



# 会計補正予算説明書（第2号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
他 会 計 負 担 金	▲ 2,639	1. 他会計負担金 ▲ 2,639 消火栓維持管理手数料
他 会 計 負 担 金	442	1. 他会計負担金 442 児童手当分
他 会 計 補 助 金	1,389	1. 他会計補助金 1,389 水道料金福祉減免分
資 本 費 繰 入 収 益	▲ 1,899	1. 資本費繰入収益 ▲ 1,899 消火栓新設負担金

## 2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業費用		6,117,870	138,155	6,256,025
営業費用		5,529,583	138,155	5,667,738
	原水及び浄水費	1,695,539	79,995	1,775,534
	配水及び給水費	785,391	37,209	822,600

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	2,628	1. 人件費	4,305
手 当 等	2,108	(1) 給料	2,628
法 定 福 利 費	▲ 431	ア. 一般職員	2,548
動 力 費	75,690	イ. 再任用職員	80
		(2) 手当等	2,108
		ア. 扶養手当	360
		イ. 地域手当	298
		ウ. 通勤手当	181
		エ. 特殊勤務手当	18
		オ. 住居手当	336
		カ. 期末手当	381
		キ. 勤勉手当	234
		ク. 児童手当	300
		(3) 法定福利費	▲ 431
		共済組合負担金	
		2. 施設維持管理経費	75,690
		動力費	
給 料	5,319	1. 人件費	8,513
報 酬	1,157	(1) 給料	5,319
手 当 等	2,655	ア. 一般職員	7,248
法 定 福 利 費	▲ 618	イ. 再任用職員	▲ 1,929
光 熱 費	576	(2) 報酬	1,157
動 力 費	28,120	パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	2,655
		ア. 扶養手当	▲ 438
		イ. 地域手当	469
		ウ. 通勤手当	657
		エ. 管理職手当	▲ 185
		オ. 特殊勤務手当	2
		カ. 住居手当	986
		キ. 期末手当	1,118
		ク. 勤勉手当	586
		ケ. 児童手当	▲ 540
		(4) 法定福利費	▲ 618
		ア. 健康保険負担金	▲ 178
		イ. 共済組合負担金	196
		ウ. 厚生年金負担金	▲ 636
		2. 各配水場維持経費	28,696
		(1) 光熱費	576
		(2) 動力費	28,120

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	受 託 工 事 費	101,995	15	102,010
	業 務 費	239,567	381	239,948
	総 係 費	307,747	21,744	329,491

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
手 当 等	7	1. 人件費	15
法 定 福 利 費	8	(1) 手当等	7
		ア. 期末手当	▲ 7
		イ. 勤勉手当	14
		(2) 法定福利費	8
		共済組合負担金	
給 料	169	1. 人件費	381
手 当 等	121	(1) 給料	169
法 定 福 利 費	91	一般職員	
		(2) 手当等	121
		ア. 扶養手当	102
		イ. 地域手当	27
		ウ. 通勤手当	▲ 118
		エ. 期末手当	107
		オ. 勤勉手当	33
		カ. 児童手当	▲ 30
		(3) 法定福利費	91
		ア. 健康保険負担金	▲ 2
		イ. 共済組合負担金	79
		ウ. 厚生年金負担金	14
給 料	▲ 1,198	1. 人件費	20,176
報 酬	▲ 1,602	(1) 給料	▲ 1,198
手 当 等	▲ 144	ア. 一般職員	▲ 1,684
法 定 福 利 費	▲ 1,964	イ. 再任用職員	486
退 職 給 付 費	25,084	(2) 報酬	▲ 1,602
光 熱 費	1,568	パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	▲ 144
		ア. 扶養手当	240
		イ. 地域手当	19
		ウ. 通勤手当	▲ 480
		エ. 管理職手当	1,152
		オ. 住居手当	▲ 876
		カ. 期末手当	▲ 402
		キ. 勤勉手当	▲ 37
		ク. 児童手当	240
		(4) 法定福利費	▲ 1,964
		ア. 健康保険負担金	▲ 32
		イ. 共済組合負担金	▲ 1,780
		ウ. 厚生年金負担金	▲ 152
		(5) 退職給付引当金繰入額	25,084
		2. 一般諸経費	1,568
		光熱費	

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	資 産 減 耗 費	172,101	▲ 1,189	170,912
支 出	合 計	6,117,870	138,155	6,256,025



## 3. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		3,081,929	▲ 153,000	2,928,929
企業債		2,749,000	▲ 153,000	2,596,000
	上水道施設改良 工事	1,587,000	▲ 153,000	1,434,000
収入合計		3,081,929	▲ 153,000	2,928,929



( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
上水道施設改良事業	▲ 153,000	1. 上水道施設改良事業債 上水道施設改良事業 ▲ 153,000

## 4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		5,963,714	▲ 147,111	5,816,603
建設改良費		4,073,638	▲ 162,355	3,911,283
	事務費	264,388	7,645	272,033
	建設改良事業費	1,378,250	▲ 170,000	1,208,250
固定資産購入費		48,641	15,244	63,885
	有形固定資産購入費	48,641	15,244	63,885
支出合計		5,963,714	▲ 147,111	5,816,603

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
給 料	3,999	1. 人件費	7,645
報 酬	▲ 1	(1) 給料	3,999
手 当 等	2,147	ア. 一般職員	5,228
法 定 福 利 費	1,500	イ. 再任用職員	▲ 1,229
		(2) 報酬	▲ 1
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	2,147
		ア. 扶養手当	▲ 138
		イ. 地域手当	386
		ウ. 通勤手当	▲ 69
		エ. 住居手当	336
		オ. 期末手当	755
		カ. 勤勉手当	337
		キ. 児童手当	540
		(3) 法定福利費	1,500
		ア. 健康保険負担金	▲ 49
		イ. 共済組合負担金	1,752
		ウ. 厚生年金負担金	▲ 203
工 事 請 負 費	▲ 170,000	1. 工事請負費	▲ 170,000
		施設改良事業	
メ ー タ ー	15,244	1. メーター	15,244
		20mm ほか	

## 給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分		職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
		特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
		管 理 者 (人)	そ の 他 (人)							
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	9	(10) 68	14,711	254,148	387,719	656,578	96,492	753,070
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(2) 28	4,130	105,196	79,591	188,917	38,461	227,378
	合 計	1	9	(12) 96	18,841	359,344	467,310	845,495	134,953	980,448
補 正 額	損 益 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(-) 3	▲445	6,918	29,861	36,334	▲2,914	33,420
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(-) 2	▲1	3,999	1,607	5,605	1,500	7,105
	合 計	-	-	(-) 5	▲446	10,917	31,468	41,939	▲1,414	40,525
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	9	(10) 71	14,266	261,066	417,580	692,912	93,578	786,490
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(2) 30	4,129	109,195	81,198	194,522	39,961	234,483
	合 計	1	9	(12) 101	18,395	370,261	498,778	887,434	133,539	1,020,973

※ 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、下水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当		9,870	126
地 域 手 当		38,254	1,199	39,453
通 勤 手 当		8,363	171	8,534
管 理 職 手 当		13,260	967	14,227
時 間 外 勤 務 手 当		34,527	-	34,527
特 殊 勤 務 手 当		262	20	282
住 居 手 当		6,980	782	7,762
期 末 手 当		86,564	1,952	88,516
勤 勉 手 当		64,666	1,167	65,833
退 職 給 付 費		204,564	25,084	229,648

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	10,917	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	10,917	採用に伴う増加分 4,013 退職に伴う減少分 ▲7,352 異動等に伴う増減分 14,256	職員数の異動状況 (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td> <td>103</td> <td>101</td> <td>▲2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>▲7</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>96</td> <td>101</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	103	101	▲2	その他	▲7	0	7	計	96
	補正前	補正後	増減																
現に在職する職員数	103	101	▲2																
その他	▲7	0	7																
計	96	101	5																
手当	31,595	1 制度改正に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	31,595	扶養手当 126 地域手当 1,199 通勤手当 170 管理職手当 967 時間外勤務手当 - 特殊勤務手当 20 住居手当 782 期末手当 2,080 勤勉手当 1,167 退職給付費 25,084															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職
令和4年7月1日現在	平均給料月額	317,555	271,781
	平均給与月額	394,492	324,298
	平均年齢(歳)	43歳0月	37歳9月
令和3年10月1日現在	平均給料月額	315,738	266,532
	平均給与月額	396,495	323,869
	平均年齢(歳)	43歳7月	36歳11月

※ 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

## (2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年7月1日現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	1	1.2	8 級	-	-
	7 級	-	-	7 級	-	-
	6 級	8	9.4	6 級	-	-
	5 級	11	12.9	5 級	3	18.8
	4 級	22	25.9	4 級	4	25.0
	3 級	23	27.1	3 級	5	31.2
	2 級	13	15.3	2 級	4	25.0
	1 級	7	8.2	1 級	-	-
	計	85	100.0	計	16	100.0
令和3年10月1日現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	-	-	8 級	-	-
	7 級	-	-	7 級	-	-
	6 級	9	10.1	6 級	-	-
	5 級	12	13.5	5 級	3	21.4
	4 級	24	26.9	4 級	2	14.3
	3 級	19	21.4	3 級	5	35.7
	2 級	19	21.4	2 級	4	28.6
	1 級	6	6.7	1 級	-	-
	計	89	100.0	計	14	100.0



債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	
配水管移設工事（令和4年度設定分）（その2）	補正前	-
	補正額	53,000
	補正後	53,000
水道施設更新事業（令和4年度設定分）（その2）	補正前	-
	補正額	170,000
	補正後	170,000
合 計	補正前	16,116,104
	補正額	223,000
	補正後	16,339,104



に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	企業債及び損益勘定留保資金
	-		53,000	
-	-	5	53,000	企業債及び損益勘定留保資金
-	-	-	-	
	-		170,000	企業債及び損益勘定留保資金
-	-	5	170,000	
	674,517		15,441,587	
	-		223,000	
	674,517		15,664,587	

令和4年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業収益	10,712,277 千円	498,142 千円	11,210,419 千円
第1項 医業収益	9,368,368 千円	25,497 千円	9,393,865 千円
第2項 医業外収益	1,343,795 千円	472,645 千円	1,816,440 千円

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業費用	11,080,164 千円	73,383 千円	11,153,547 千円
第1項 医業費用	10,655,469 千円	73,383 千円	10,728,852 千円

（資本的収入）

第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額467,932千円は、当年度消費税資本的収支調整額2,073千円及び過年度損益勘定留保資金465,859千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的収入	1,319,245 千円	4,145 千円	1,323,390 千円
第4項 補助金	-	4,145 千円	4,145 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 給 与 費	5,317,563 千円	48,166 千円	5,365,729 千円

令和4年(2022年)9月8日 提出

枚方市長 伏見 隆

## 1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業収益		10,712,277	498,142	11,210,419
1. 医業収益		9,368,368	25,497	9,393,865
	3. その他医業収益	790,313	25,497	815,810
2. 医業外収益		1,343,795	472,645	1,816,440
	3. 補助金	49,408	472,645	522,053
収入合計		10,712,277	498,142	11,210,419

病院事業会計補正予算説明書（第2号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
受託検査施設利用収益	25,497	1. 受託検査料	25,497
府 補 助 金	472,645	1. 府補助金	472,645
		(1) ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金	4,080
		(2) 新型コロナウイルス感染症入院患者の宿泊療養施設等への早期転送協力金	6,600
		(3) 新型コロナウイルス感染症退院基準到達患者の受入協力金	200
		(4) 新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金	451,992
		(5) 新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金	5,394
		(6) 新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金	4,379

## 2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業費用		11,080,164	73,383	11,153,547
1. 医業費用		10,655,469	73,383	10,728,852
	1. 給与費	5,317,563	48,166	5,365,729
	3. 経費	2,438,483	22,361	2,460,844
	4. 減価償却費	907,184	2,856	910,040
支出合計		11,080,164	73,383	11,153,547

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	26,885	1. 給料 26,885 (1) 一般職 医師給 26,885	26,885
手 当 等	8,670	2. 手 当 等 8,670 (1) 地域手当 3,127 (2) 期末手当 ▲284 (3) 管理職手当 4,378 (4) 初任給調整手当 1,449	
法 定 福 利 費	12,611	3. 法定福利費 12,611 共済組合負担金 12,611	
賃 借 料	3,468	1. 賃 借 料 3,468 その他借上料 3,468	
委 託 料	18,893	2. 委 託 料 18,893 その他委託料 18,893	
有形固定資産減価償却費	2,466	1. 有形固定資産減価償却費 2,466 器械及び備品 2,466	
無形固定資産減価償却費	390	2. 無形固定資産減価償却費 390	

3. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 資 本 的 収 入		1,319,245	4,145	1,323,390
4. 補 助 金		-	4,145	4,145
	1. 補 助 金	-	4,145	4,145
収 入 合 計		1,319,245	4,145	1,323,390



(単位：千円)

節	
区 分	金 額
府 補 助 金	4,145

概 要 説 明
千円
1. 府補助金 4,145
(1) 新型コロナウイルス感染症外来診療 583 (透析治療・周産期・小児医療) 感染 対策設備整備事業補助金
(2) 新型コロナウイルス感染症患者類似症 3,562 状患者受入れのための救急・周産期・ 小児医療体制確保事業補助金

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補 正 前	損益勘定 支弁職員	1	22	(177) 497	331,797	1,930,414	2,228,822	4,491,033	803,385	5,294,418
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(177) 497	331,797	1,930,414	2,228,822	4,491,033	803,385	5,294,418
補 正 額	損益勘定 支弁職員	-	-	(▲10) ▲2	-	26,885	8,670	35,555	12,611	48,166
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	(▲10) ▲2	-	26,885	8,670	35,555	12,611	48,166
補 正 後	損益勘定 支弁職員	1	22	(167) 495	331,797	1,957,299	2,237,492	4,526,588	815,996	5,342,584
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(167) 495	331,797	1,957,299	2,237,492	4,526,588	815,996	5,342,584

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( )外数とする。

(単位：千円)

区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後	
手 当 の 内 訳	扶 養 手 当	37,164	-	37,164
	地 域 手 当	203,124	3,127	206,251
	通 勤 手 当	50,071	-	50,071
	管 理 職 手 当	74,928	4,378	79,306
	初 任 給 調 整 手 当	63,210	1,449	64,659
	時 間 外 勤 務 手 当	140,723	-	140,723
	夜 間 勤 務 手 当	34,237	-	34,237
	特 殊 勤 務 手 当	539,797	-	539,797
	宿 日 直 手 当	21,456	-	21,456
	期 末 手 当	510,180	▲ 284	509,896
	勤 勉 手 当	343,526	-	343,526
	住 居 手 当	46,096	-	46,096
	退 職 給 付 費	164,310	-	164,310

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	26,885	1. 給与改定に伴う増減分	-																
		2. その他の増減分	26,885	採用に伴う増加分 77,303 退職に伴う減少分 ▲74,591 異動等に伴う増減分 24,173	職員数の異動状況 (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在に在職する職員数</td> <td>473</td> <td>495</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>24</td> <td>-</td> <td>▲24</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>497</td> <td>495</td> <td>▲2</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現在に在職する職員数	473	495	22	その他	24	-	▲24	計	497
	補正前	補正後	増減																
現在に在職する職員数	473	495	22																
その他	24	-	▲24																
計	497	495	▲2																
手当	8,954	1. 制度改正に伴う増減分	-																
		2. その他の増減分	8,954	扶養手当 - 地域手当 3,127 通勤手当 - 管理職手当 4,378 初任給調整手当 1,449 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 - 勤勉手当 - 住居手当 - 退職給付費 -															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区分	令和3年10月1日現在			令和4年7月1日現在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
医師	449,729	1,172,316	47歳 8月	447,945	1,109,619	47歳 4月
看護師	262,430	372,976	39歳 1月	264,728	371,754	39歳 2月
医療技術	282,415	401,653	39歳 5月	292,290	416,084	40歳 0月
事務	330,299	436,990	44歳 6月	354,375	470,084	45歳 2月

(注)平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

## (2) 級別職員数

区分	等級	医師職		看護師職		医療技術職		事務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	9級	-	-	-	-	-	-	-	-
	8級	-	-	-	-	-	-	1	3.8
	7級	-	-	-	-	-	-	1	3.8
	6級	-	-	-	-	6	7.6	5	19.2
	5級	-	-	7	2.4	14	17.7	4	15.4
	4級	6	10.2	12	4.1	21	26.6	2	7.7
	3級	34	57.6	33	11.3	18	22.8	8	30.9
	2級	19	32.2	150	51.6	9	11.4	3	11.5
	1級	-	-	89	30.6	11	13.9	2	7.7
	計	59	100.0	291	100.0	79	100.0	26	100.0
令和4年7月1日現在	9級	-	-	-	-	-	-	-	-
	8級	-	-	-	-	-	-	1	3.4
	7級	-	-	-	-	-	-	2	6.9
	6級	-	-	-	-	6	7.4	5	17.3
	5級	-	-	7	2.3	14	17.3	4	13.8
	4級	6	9.0	11	3.6	23	28.4	2	6.9
	3級	34	50.7	31	10.3	14	17.3	13	44.9
	2級	27	40.3	147	48.7	9	11.1	1	3.4
	1級	-	-	106	35.1	15	18.5	1	3.4
	計	67	100.0	302	100.0	81	100.0	29	100.0



令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,382,855	17,443	11,400,298
第1項 営業費用	9,937,429	17,443	9,954,872

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,913,917千円は、当年度消費税資本的収支調整額107,477千円、過年度損益勘定留保資金1,702,812千円、当年度損益勘定留保資金3,103,628千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	4,327,637	▲ 147,411	4,180,226
第1項 企業債	1,327,000	▲ 5,000	1,322,000
第2項 工事負担金	196,621	▲ 14,415	182,206
第3項 国府補助金	836,350	▲ 90,378	745,972
第4項 他会計負担金	1,967,328	▲ 37,618	1,929,710

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	9,260,489	▲ 166,346	9,094,143
第1項 整 備 事 業 費	2,549,528	▲ 18,366	2,531,162
第2項 建 設 改 良 事 業 費	1,519,176	▲ 147,980	1,371,196

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道整備事業	補正前	1,141,000	普通貸借又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	1,136,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	958,744	▲ 20,923	937,821

令和4年(2022年)9月8日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和4年度大阪府枚方市下水道事業

1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業費用		11,382,855	17,443	11,400,298
営業費用		9,937,429	17,443	9,954,872
	汚水費	302,008	822	302,830
	雨水費	812,243	33,062	845,305



# 会計補正予算説明書（第1号）

（単位：千円）

節		概要説明	
区分	金額		
		千円	
給料	▲ 939	1. 人件費	▲ 1,911
手当等	▲ 787	(1) 給料	▲ 939
法定福利費	▲ 185	ア. 一般職員	▲ 23
動力費	2,733	イ. 再任用職員	▲ 916
		(2) 手当等	▲ 787
		ア. 扶養手当	▲ 42
		イ. 地域手当	▲ 98
		ウ. 通勤手当	▲ 19
		エ. 特殊勤務手当	▲ 24
		オ. 期末手当	▲ 252
		カ. 勤勉手当	▲ 172
		キ. 児童手当	▲ 180
		(3) 法定福利費	▲ 185
		ア. 健康保険負担金	91
		イ. 共済組合負担金	▲ 514
		ウ. 厚生年金負担金	238
		2. 動力費	2,733
		(1) 北部調整槽	1,471
		(2) 各中継ポンプ場	714
		(3) 香里調整槽	548
給料	8,923	1. 人件費	15,775
手当等	5,491	(1) 給料	8,923
法定福利費	1,361	ア. 一般職員	10,955
光熱水費	532	イ. 再任用職員	▲ 2,032
動力費	16,755	(2) 手当等	5,491
		ア. 扶養手当	120
		イ. 地域手当	985
		ウ. 通勤手当	541
		エ. 管理職手当	828
		オ. 特殊勤務手当	24
		カ. 住居手当	446
		キ. 期末手当	1,703
		ク. 勤勉手当	784
		ケ. 児童手当	60
		(3) 法定福利費	1,361
		ア. 健康保険負担金	▲ 130
		イ. 共済組合負担金	2,000
		ウ. 厚生年金負担金	▲ 509
		2. 動力費	16,755
		各ポンプ場維持管理	

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	業 務 費	124,504	1,239	125,743
	総 係 費	282,211	▲ 17,680	264,531
支 出	合 計	11,382,855	17,443	11,400,298

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円 3. 一般諸経費 光熱水費 532
給 料	13	1. 人件費 1,239 (1) 給料 13 一般職員
手 当 等	▲ 782	(2) 手当等 ▲ 782 ア. 扶養手当 ▲ 336 イ. 地域手当 ▲ 32 ウ. 通勤手当 ▲ 178 エ. 期末手当 ▲ 121 オ. 勤勉手当 ▲ 115
法 定 福 利 費	2,008	(3) 法定福利費 2,008 ア. 健康保険負担金 5 イ. 共済組合負担金 1,993 ウ. 厚生年金負担金 10
給 料	▲ 130	1. 人件費 ▲ 17,680 (1) 給料 ▲ 130 一般職員
手 当 等	▲ 252	(2) 手当等 ▲ 252 ア. 扶養手当 414 イ. 地域手当 2 ウ. 通勤手当 ▲ 257 エ. 管理職手当 ▲ 276 オ. 住居手当 308 カ. 期末手当 ▲ 415 キ. 勤勉手当 ▲ 118 ク. 児童手当 90
法 定 福 利 費	▲ 127	(3) 法定福利費 ▲ 127 共済組合負担金
退 職 給 付 費	▲ 17,171	(4) 退職給付費 ▲ 17,171 退職給付引当金繰入額

## 2. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		4,327,637	▲ 147,411	4,180,226
企業債		1,327,000	▲ 5,000	1,322,000
	公共下水道事業債	1,141,000	▲ 5,000	1,136,000
工事負担金		196,621	▲ 14,415	182,206
	工事負担金	196,621	▲ 14,415	182,206
国府補助金		836,350	▲ 90,378	745,972
	国府補助金	836,350	▲ 90,378	745,972
他会計負担金		1,967,328	▲ 37,618	1,929,710
	他会計負担金	1,967,328	▲ 37,618	1,929,710
収入合計		4,327,637	▲ 147,411	4,180,226

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
公共下水道事業債	▲ 5,000	1. 公共下水道事業債 ▲ 5,000 汚水公共下水道事業
その他工事負担金	▲ 14,415	1. その他工事負担金 ▲ 14,415 八幡市負担分
国庫補助金	▲ 90,378	1. 国庫補助金 ▲ 90,378 (1) 汚水公共下水道補助金 ▲ 10,000 (2) 雨水公共下水道補助金 ▲ 80,378
他会計負担金	▲ 37,618	1. 他会計負担金 ▲ 37,618 雨水建設費分

3. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		9,260,489	▲ 166,346	9,094,143
整備事業費		2,549,528	▲ 18,366	2,531,162
	整備事務費	295,523	▲ 18,366	277,157
建設改良事業費		1,519,176	▲ 147,980	1,371,196
	建設改良事務費	69,134	20	69,154
	汚水改良事業費	566,700	▲ 20,000	546,700
	雨水改良事業費	883,342	▲ 128,000	755,342

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
給 料	▲ 8,922	1. 人件費	▲ 18,366
報 酬	▲ 172	(1) 給料	▲ 8,922
手 当 等	▲ 6,329	一般職員	
法 定 福 利 費	▲ 2,943	(2) 報酬	▲ 172
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	▲ 6,329
		ア. 扶養手当	321
		イ. 地域手当	▲ 861
		ウ. 通勤手当	▲ 1,180
		エ. 特殊勤務手当	▲ 24
		オ. 住居手当	249
		カ. 期末手当	▲ 2,570
		キ. 勤勉手当	▲ 2,159
		ク. 児童手当	▲ 105
		(4) 法定福利費	▲ 2,943
		ア. 健康保険負担金	▲ 13
		イ. 共済組合負担金	▲ 2,864
		ウ. 厚生年金負担金	▲ 66
給 料	▲ 11	1. 人件費	20
手 当 等	▲ 25	(1) 給料	▲ 11
法 定 福 利 費	56	一般職員	
		(2) 手当等	▲ 25
		ア. 地域手当	▲ 1
		イ. 期末手当	▲ 5
		ウ. 勤勉手当	▲ 94
		エ. 児童手当	75
		(3) 法定福利費	56
		共済組合負担金	
工 事 請 負 費	▲ 20,000	1. 工事請負費	▲ 20,000
委 託 料	▲ 48,000	1. 委託料	▲ 48,000
工 事 請 負 費	▲ 80,000	2. 工事請負費	▲ 80,000

款 項	目	補正前の額	補正額	計
支 出	合 計	9,260,489	▲ 166,346	9,094,143





## 給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補 正 前	損 益 勘 定	-	-	(9)	9,479	277,141	241,168	527,788	99,337	627,125
	支 弁 職 員			70						
	資 本 勘 定	-	-	(1)	2,065	148,638	120,098	270,801	53,363	324,164
	支 弁 職 員			40						
	合 計	-	-	(10)	11,544	425,779	361,266	798,589	152,700	951,289
				110						
補 正 額	損 益 勘 定	-	-	(-)	-	7,867	▲13,471	▲5,604	3,057	▲2,547
	支 弁 職 員			1						
	資 本 勘 定	-	-	(-)	▲172	▲8,933	▲6,324	▲15,429	▲2,887	▲18,316
	支 弁 職 員			▲2						
	合 計	-	-	(-)	▲172	▲1,066	▲19,795	▲21,033	170	▲20,863
				▲1						
補 正 後	損 益 勘 定	-	-	(9)	9,479	285,008	227,697	522,184	102,394	624,578
	支 弁 職 員			71						
	資 本 勘 定	-	-	(1)	1,893	139,705	113,774	255,372	50,476	305,848
	支 弁 職 員			38						
	合 計	-	-	(10)	11,372	424,713	341,471	777,556	152,870	930,426
				109						

※ 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

※ 上下水道事業管理者については、水道事業会計の員数としている。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	15,048	477
	地 域 手 当	45,406	▲5	45,401
	通 勤 手 当	10,895	▲1,093	9,802
	管 理 職 手 当	13,104	552	13,656
	時 間 外 勤 務 手 当	47,774	-	47,774
	特 殊 勤 務 手 当	508	▲24	484
	住 居 手 当	4,049	1,003	5,052
	期 末 手 当	103,209	▲1,660	101,549
	勤 勉 手 当	79,102	▲1,874	77,228
	退 職 給 付 費	42,171	▲17,171	25,000

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	▲1,066	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲1,066	採用に伴う増加分 8,531 退職に伴う減少分 ▲3,296 異動等に伴う増減分 ▲6,301	職員数の異動状況 (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td> <td>111</td> <td>109</td> <td>▲2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>▲1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>110</td> <td>109</td> <td>▲1</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	111	109	▲2	その他	▲1	0	1	計	110
	補正前	補正後	増減																
現に在職する職員数	111	109	▲2																
その他	▲1	0	1																
計	110	109	▲1																
手当	▲19,493	1 制度改正に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲19,493	扶養手当 477 地域手当 ▲5 通勤手当 ▲1,093 管理職手当 552 時間外勤務手当 - 特殊勤務手当 ▲24 住居手当 1,003 期末手当 ▲1,358 勤勉手当 ▲1,874 退職給付費 ▲17,171															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職
令和4年7月1日現在	平均給料月額	330,397	332,163
	平均給与月額	414,447	403,172
	平均年齢(歳)	45歳4月	49歳8月
令和3年10月1日現在	平均給料月額	330,922	331,206
	平均給与月額	414,387	401,314
	平均年齢(歳)	45歳1月	48歳11月

※ 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

## (2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年7月1日現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	-	-	8 級	-	-
	7 級	1	1.3	7 級	-	-
	6 級	8	9.9	6 級	-	-
	5 級	10	12.3	5 級	12	42.9
	4 級	21	25.9	4 級	11	39.3
	3 級	22	27.2	3 級	3	10.7
	2 級	10	12.3	2 級	2	7.1
	1 級	9	11.1	1 級	-	-
	計	81	100.0	計	28	100.0
令和3年10月1日現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	1	1.2	8 級	-	-
	7 級	1	1.2	7 級	-	-
	6 級	7	8.4	6 級	-	-
	5 級	10	12.1	5 級	12	42.9
	4 級	21	25.3	4 級	11	39.3
	3 級	24	28.9	3 級	2	7.1
	2 級	13	15.7	2 級	3	10.7
	1 級	6	7.2	1 級	-	-
	計	83	100.0	計	28	100.0

枚方市基金条例の一部改正について

次のとおり枚方市基金条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）9 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 枚方市新庁舎及び総合文化施設整備事業基金の名称等を変更するため。
- 2 枚方市まち・ひと・しごと創生基金等を設けるため。
- 3 枚方市くらしの資金貸付基金の額を減額するため。

枚方市基金条例の一部を改正する条例

枚方市基金条例（昭和59年枚方市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表1の表枚方市新庁舎及び総合文化施設整備事業基金の項を次のように改める。

枚方市駅周辺再整備推進基金	枚方市駅周辺の再整備に要する経費に充てるため。
---------------	-------------------------

別表1の表に次のように加える。

枚方市まち・ひと・しごと創生基金	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費に充てるため。
枚方市ひらかた万博推進基金	ひらかた万博を推進する事業費に充てるため。

別表2の表枚方市くらしの資金貸付基金の項中「62,059,129円」を「53,703,688円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新 (改正後)		旧 (現 行)	
別表 (第 1 条関係)		別表 (第 1 条関係)	
1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金		1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金	
名 称	設 置 の 目 的	名 称	設 置 の 目 的
枚方市駅周辺再整備 推進基金	枚方市駅周辺の再整備に要する経費に充てるため。	枚方市新庁舎及び総合文化施設整備事業基金	新庁舎及び総合文化施設の整備事業費に充てるため。
枚方市新型コロナウイルス感染症対策応援基金	[略]	枚方市新型コロナウイルス感染症対策応援基金	[略]
枚方市まち・ひと・しごと創生基金	地域再生法 (平成17年法律第24号) 第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費に充てるため。		
枚方市ひらかた万博推進基金	ひらかた万博を推進する事業費に充てるため。		
2 特定の目的のために定額の資金を運用する基金		2 特定の目的のために定額の資金を運用する基金	
名 称	設 置 の 目 的	基金の額	
枚方市くらしの資金貸付基金	[略]	53,703,688円	名 称
			設 置 の 目 的
			基金の額
			枚方市くらしの資金貸付基金
			[略]
			62,059,129円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
枚方市水洗便所等改 造資金融資基金	[略]	[略]	枚方市水洗便所等改 造資金融資基金	[略]	[略]
枚方市土地開発基金	[略]	[略]	枚方市土地開発基金	[略]	[略]



議案第 36 号

枚方市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）9 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市条例第 号

枚方市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

枚方市後期高齢者医療に関する条例（平成20年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第5条第1項」を「附則第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p data-bbox="241 413 333 445">附 則</p> <p data-bbox="206 509 734 541">(本市が行う後期高齢者医療の事務の特例)</p> <p data-bbox="161 560 1106 684">第2条 当分の間、第2条に規定する事務のほか、本市は、広域連合条例<u>附則第3条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付及びこれに付随する事務を行うものとする。</p>	<p data-bbox="1211 413 1303 445">附 則</p> <p data-bbox="1176 509 1704 541">(本市が行う後期高齢者医療の事務の特例)</p> <p data-bbox="1131 560 2076 684">第2条 当分の間、第2条に規定する事務のほか、本市は、広域連合条例<u>附則第5条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付及びこれに付随する事務を行うものとする。</p>

議案第 37 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）9 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 非常勤職員に係る育児休業の取得要件を見直すため。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ④中「という。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「非常勤職員にあつては、」を「非常勤職員にあつては当該子が」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

④ その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この④において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

⑤ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ハを削る。

第2条の3第2号中「この条において」を削り、同条第3号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに該当する場合、規則で定める場合にあつてはハに該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号ロ中「に該当する場合」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イ中「（当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はそれに相当する場合に該当して」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこ

の号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

- ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合で次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に該当する場合、規則で定める場合にあつては同号に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「任期が」を「任期を」に、「に引き続き」を「引き続いて」に改め、「ついで、当該」の次に「更新前の」を加え、「引き続き採用される」を「採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間(規則で定める場合にあつては、64日間)とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>㊦ <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>㊧ [略]</p> <p>ロ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>㊦ <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下こ</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>㊦ <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>㊧ [略]</p> <p>ロ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>の(ハ)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>ロ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」とい</p>	<p><u>ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>う。) をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合 (当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日 (当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数 (当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数 (当該子の出生の日以後当該非常勤職員が出産を理由として勤務しなかった場合 (規則で定める場合に限る。) における当該勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに該当する場合、規則で定める場合にあつてはハに該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日</u></p>	<p>育児休業」という。) をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合 (当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日 (当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数 (当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数 (当該子の出生の日以後当該非常勤職員が出産を理由として勤務しなかった場合 (規則で定める場合に限る。) における当該勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日) ) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>イ <u>当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はそれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ハ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場</p>	<p><u>とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ロ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>合</p> <p>二 <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u></p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合で次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に該当する場合、規則で定める場合にあっては同号に該当する場合）とする。</u></p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>(3) <u>当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める</u></p>	<p>合に該当する場合</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u></p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、前条第3号イ及びロに該当するときとする。この場合において、同号イ中「1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）」及び「1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）」とあるのは「1歳6か月到達日」と、同号ロ中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」とする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>場合</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合又は前条に規定する場合に該当すること。</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休</u></p>	<p><u>（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</u></p> <p>第2条の5 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間（規則で定める場合にあつては、64日間）とする。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当すること。</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間（規則で定める場合にあつては、64日間）とする。</u></p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) [略]</p>	<p>の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) [略]</p>

議案第 38 号

職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

次のとおり職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）9 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 職員の定年の引上げに伴い、人事給与に係る制度を整備するため。

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年枚方市条例第27号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条-第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項、第22条の5第1項、第28条の2(第3項を除く。)、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで及び第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条本文中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その」を「当該」に、「職務」を「定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第4項の規定により同条第1項に規定する異動期間を延長した職員であつて、定年退職日において第6条に規定する管理監督職を占めている職員については、この限りでない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず、公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項本文中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改め



る。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、枚方市職員給与条例(昭和23年枚方市条例第103号)第12条の3第1項に規定する規則で定める職員の職及び企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例(平成16年枚方市条例第14号)第4条に規定する管理者が指定する職員の職(医師及び歯科医師を除く。)(以下これらの職を「管理監督職」という。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等も行う場合には、第1号に掲げる基準に従つた上でその状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- (1) 当該職員の職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職員の交替が当該職員の担当する業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員（以下この項において「降任等対象管理監督職員」という。）について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の規則で定める事情があるため、当該降任等対象管理監督職員の他の職への降任等による当該管理監督職の補充が容易でなく、業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該降任等対象管理監督職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該降任等対象管理監督職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、延長後の異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

- 5 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第 号）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員以外の職員（次項において単に「職員」という。）についての令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 6 任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該職員の異動等の日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の勤務の意思を確認するために必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を

確認するよう努めるものとする。

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第2条 枚方市職員給与条例(昭和23年枚方市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第6条の2見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年枚方市条例第27号)第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額とする」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年枚方市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間の数を31で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同項各号並びに同条第2項及び第3項を削る。

第24条第2項及び第6項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第33条第2項、第34条の2第3項及び第34条の5第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

9の章の章名を次のように改める。

#### 9 定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外

第35条中「初任給調整手当」を「第6条の規定並びに初任給調整手当」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第41条の3第4項及び第42条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

7 当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後における職員の給料月額、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 医療職給料表の適用を受ける職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職にある職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額（以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

13 前6項に定めるもののほか、附則第7項又は附則第9項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第7項の規定による給料月額又は附則第9項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2及び別表第3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第5中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「6,000円」を「当該額に勤務時間条例第2条第4項の規定による当該職員の勤務時間の数を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その数に10円未満の端数を生じたときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上はこれを10円に切り上げる。）」に改める。

（一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第6条の2第1項第2号」を「第6条の2」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例（昭和32年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条の規定により採用された者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第2項第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第5条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「以下「休職月等」を「第7条第4項において「休職月等」に改め、「（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とする」を「」とし、当該退職後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長に事業を開始した旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年からこの項において読み替えられた第1項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、この項において読み替えられた第1項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「あつて」を削り、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に改め、「あつて」を削り、同条第2項及び第3項中「あつて」を削り、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改め、「あつて」を削り、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改め、「あつて」を削る。

附則第5項第1号中「及び第4条」を削り、「まで」の次に「及び附則第23項から第28項まで」を加え、同項第2号中「第5条の2」の次に「及び附則第26項」を加え、同項第3号及び第4号中「第5条」の次に「又は附則第24項」を加える。

附則第15項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の6項を加える。

23 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第23項」とする。

24 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第24項」とする。

25 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第 号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

26 枚方市職員給与条例附則第7項の規定による職員の給料月額の設定をする条例に準ずる給与の支給の基準は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

27 当分の間、次項の規定の適用を受ける職員以外の職員についての第5条の3、第6条の3及び附則第2項の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3、第6条の3及び附則第2項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは次の表の右欄に掲げる字句とする。

附則第25項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第25項第1号に掲げる職員	65歳
附則第25項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

28 当分の間、第5条第1項に掲げる者（職制、定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）であつて、前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第6条の3及び附則第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（平成16年枚方市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条」に改める。

第25条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例第12条」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「地方公務員法第28条の5第1項」を「職員の定年等に関する条例第12条」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号、第15条の3第1項及び第17条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第9条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を、「額を」の次に「現に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例の一部改正）

第10条 枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例（昭和41年枚方市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第



2項」を「定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条」に、「職員の」を「職員をいう。）の」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成12年枚方市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「引き続いて勤務させる」を「引き続き勤務する」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第12条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年枚方市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて勤務させる」を「引き続き勤務する」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第13条 枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同法第28条の5第1項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条」に改める。

（枚方市職員定数条例の一部改正）

第14条 枚方市職員定数条例（平成22年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第15条 職員の再任用に関する条例（平成13年枚方市条例第44号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条中職員の退職手当に関する条例第10条第4項の改正規定並びに附則第13条及び第23条の規定 公布の日

(2) 第5条中職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日  
(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 任命権者は、基準日（施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。））、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する定年（以下「新条例定年」という。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年（以下「旧条例定年」という。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第3条 令和9年3月31日までの間における新条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「第9条第4項」とあるのは「第9条」と、「この限りでない」とあるのは「第9条第2項の市長の承認を得ることができる場合に限るものとし、当該引き続き勤務させようとする期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない」とする。

第4条 令和9年3月31日までの間における新条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「定年退職日」とあるのは、「定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」とする。

第5条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第8条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（地方公務員法

の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後に退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他の勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を

定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第12条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第5条第3項から第5項までの規定を準用する。

第8条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、本市が組織する地方公共団体の組合における附則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、本市が組織する地方公共団体の組合における附則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第5条第3項から第5項までの規定を準用する。

第9条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第10条 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

第11条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5条から第8条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

第12条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）となった者のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の

職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第13条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(枚方市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員の給料月額を、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合の給料月額に、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 次号に規定する暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員 第8条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間の数を31で除して得た数

(2) 附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。) 新勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間の数を31で除して得た数

第15条 前条の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける暫定再任用職員の給料月額は65歳の誕生日の前日の属する年度の4月1日から、管理職手当の支給を受けない暫定再任用職員の給料月額は65歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から、同条の規定による給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。

第16条 前条の規定は、第2条の規定による改正後の枚方市職員給与条例(以下「新給与条例」という。)第34条の2第4項の規定による期末手当基礎額の算定及び新給与条例第34条の5第4項の規定による勤勉手当基礎額の算定については、適用しない。

第17条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第24条の規定を適用する。

第18条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第34条の2第3項の規定を適用する。

第19条 新給与条例第34条の5第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第20条 新給与条例第6条の規定並びに初任給調整手当、扶養手当及び住居手当に関する規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第11条第3項の規定を適用する。

(単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用

された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例第2条第2項の規定を適用する。

- 2 附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、第4条の規定による改正後の単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第23条 第5条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

第24条 暫定再任用職員に対する第5条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第4条」とあるのは、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第 号）附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項」とする。

(企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例第25条の規定を適用する。

- 2 附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、第8条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第27条 附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、第10条の規定による改正後の枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例第7条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(枚方市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

第28条 附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、第14条の規定による改正後の枚方市職員定数条例第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[職員の定年等に関する条例関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 定年制度（第2条-第5条）</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条-第11条）</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）</p> <p>第5章 雑則（第13条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項、第22条の5第1項、第28条の2（第3項を除く。）、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで及び第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2章 定年制度</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべき</p>	<p>[職員の定年等に関する条例関係]</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべき</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>こととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u>ただし、<u>第9条第4項の規定により同条第1項に規定する異動期間を延長した職員であつて、定年退職日において第6条に規定する管理監督職を占めている職員については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければ</u></p>	<p>こととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければ</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ばならない。</p> <p>4 <u>任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 [略]</p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u>  <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、枚方市職員給与条例(昭和23年枚方市条例第103号)第12条の3第1項に規定する規則で定める職員の職及び企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例(平成16年枚方市条例第14号)第4条に規定する管理者が指定する職員の職(医師及び歯科医師を除く。)(以下これらの職を「管理監督職」という。)とする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p>	<p>ればならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</p> <p>5 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等をする。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をする。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p> <p><u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をい</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>う。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の交替が当該職員の担当する業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えること</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員（以下この項において「降任等対象管理監督職員」という。）について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の規則で定める事情があるため、当該降任等対象管理監督職員の他の職への降任等による当該管理監督職の補充が容易でなく、業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該降任等対象管理監督職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該降任等対象管理監督職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）</p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、延長後の異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制</p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）								
<p><u>勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>5 <u>職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第 号）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員以外の職員（次項において単に「職員」という。）についての令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="210 1037 1113 1252"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 <u>任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度</u></p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p><u>に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該職員の異動等の日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の勤務の意思を確認するために必要な情報を提供するものとする」とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>[枚方市職員給与条例関係]  <u>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</u>            第6条の2 <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される別表第2から別表第5までに規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年枚方市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間の数を31で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>[枚方市職員給与条例関係]  <u>（再任用職員の給料月額）</u>            第6条の2 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される別表第2から別表第5までに規定する給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた給料月額に、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>次号に規定する者以外の再任用職員 職員の勤務時間、休暇等に関</u></p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則で定める時間数に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で</p>	<p>する条例（平成7年枚方市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）  <u>第2条第1項に規定する勤務時間の数を31で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間の数を31で除して得た数</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける再任用職員の給料月額が65歳の誕生日の前日の属する年度の4月1日から、管理職手当の支給を受けない再任用職員の給料月額は65歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から、同項の規定による給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、第34条の2第4項の規定による期末手当基礎額の算定及び第34条の5第4項の規定による勤勉手当基礎額の算定については、適用しない。</u></p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則で定める時間数に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定に基づき、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間数に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>7 [略]</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、19,100円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては職務の級、第41条の2第1項に規定する任期付常勤職員及び第41条の3第1項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては号給）の別に応じて、規則で定める額（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、当該額に2分の1を乗じて得た額）とする。</p>	<p>定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定に基づき、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間数に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>7 [略]</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、19,100円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（<u>再任用職員</u>にあつては職務の級、第41条の2第1項に規定する任期付常勤職員及び第41条の3第1項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては号給）の別に応じて、規則で定める額（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、当該額に2分の1を乗じて得た額）とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第34条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>	<p>3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第34条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3～6 [略]</p> <p>9 <u>定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外</u></p> <p>第35条 第6条の規定並びに初任給調整手当、扶養手当及び住居手当に関する規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>（任期付短時間勤務職員の給与の特例）</p> <p>第41条の3 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 任期付短時間勤務職員について第24条第2項及び第6項の規定を適用する場合においては、それらの規定中「<u>定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>」とあるのは「第41条の3第1項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出方法）</p> <p>第42条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当のうち市長が別に定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間数を減じた数で除して得た額（<u>定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>にあつては、常時勤務を要する職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額）とする。</p>	<p>3～6 [略]</p> <p>9 <u>再任用職員についての適用除外</u></p> <p>第35条 <u>初任給調整手当、扶養手当及び住居手当</u>に関する規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>（任期付短時間勤務職員の給与の特例）</p> <p>第41条の3 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 任期付短時間勤務職員について第24条第2項及び第6項の規定を適用する場合においては、それらの規定中「<u>再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>」とあるのは「第41条の3第1項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出方法）</p> <p>第42条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当のうち市長が別に定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間数を減じた数で除して得た額（<u>再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>にあつては、常時勤務を要する職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額）とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>附 則</p> <p>7 <u>当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後における職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。）とする。</u></p> <p>8 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表の適用を受ける職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職にある職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>9 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ける職員のうち、特定日の給料月額（以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>10 前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>13 前6項に定めるもののほか、附則第7項又は附則第9項の規定が適用</p>	

新（改正後）

旧（現 行）

される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第7項の規定による給料月額又は附則第9項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	4	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	5	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	6	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
定年前再任用 短時間勤務職員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第3（第5条関係）

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	4	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	5	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	6	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
再任用職員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第3（第5条関係）

新 (改正後)

旧 (現 行)

技能 労務 職 給料 表

技能 労務 職 給料 表

職 員 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	4	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	5	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	6	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

職 員 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	4	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	5	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	6	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
---	-----	-----	-----	-----	-----

再 任 用 職 員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----

備考 [略]

備考 [略]

別表第 5 (第 5 条関係)

教 育 職 給 料 表

教 育 職 給 料 表

職 員 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額

職 員 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額



主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現行）				
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	[略]	[略]	[略]	再任用職員以外の職員	1	[略]	[略]	[略]
	2	[略]	[略]	[略]		2	[略]	[略]	[略]
	3	[略]	[略]	[略]		3	[略]	[略]	[略]
	4	[略]	[略]	[略]		4	[略]	[略]	[略]
	5	[略]	[略]	[略]		5	[略]	[略]	[略]
	6	[略]	[略]	[略]		6	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		[略]	[略]	[略]	再任用職員		[略]	[略]	[略]
<p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該額に勤務時間条例第2条第4項の規定による当該職員の勤務時間の数を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その数に10円未満の端数を生じたときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上はこれを10円に切り上げる。）をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>[一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例関係]</p>					<p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円（再任用短時間勤務職員にあつては、6,000円）をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>[一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例関係]</p>				

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(業務管理手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 枚方市職員給与条例第6条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員、同条例第6条の3に規定する育児短時間勤務職員等及び同条例第41条の3第1項に規定する任期付短時間勤務職員（以下これらを「短時間勤務職員」という。）に支給する業務管理手当の額は、前項に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年枚方市条例第1号）第2条第2項、第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>[単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例関係]</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 単純労務職員で、常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）、<u>職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条の規定により採用された者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第4条の規定により任期を定めて採用された者（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給</p>	<p>(業務管理手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 枚方市職員給与条例第6条の2第1項第2号に規定する再任用短時間勤務職員、同条例第6条の3に規定する育児短時間勤務職員等及び同条例第41条の3第1項に規定する任期付短時間勤務職員（以下これらを「短時間勤務職員」という。）に支給する業務管理手当の額は、前項に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年枚方市条例第1号）第2条第2項、第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>[単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例関係]</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 単純労務職員で、常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）、<u>同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）</u>で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第4条の規定により任期を定めて採</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 前項の手当の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>3 [略]</p> <p>[枚方市職員の退職手当に関する条例関係] (退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第4条の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が</p>	<p>用された者（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 前項の手当の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>再任用職員</u>及び任期付短時間勤務職員 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>3 [略]</p> <p>[枚方市職員の退職手当に関する条例関係] (退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第4条の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</u></p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>引き続き12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（整理退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（<u>同項</u>の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、その年齢が退職した日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上である者（規則で定める者に限る。）に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>引き続き12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（整理退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（<u>前項</u>の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、その年齢が退職した日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上である者（規則で定める者に限る。）に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>表 [略]</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び指定団体のうち規則で定めるものの業務に従事させるための休職を除く。）、同法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(失業者の退職手当)</p>	<p>表 [略]</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び指定団体のうち規則で定めるものの業務に従事させるための休職を除く。）、同法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(失業者の退職手当)</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が<u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長に事業を開始した旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年からこの項において読み替えられた第1項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、この項において読み替えられた第1項の規定による期間に算入しない。</u></u></p> <p>5～10 [略]</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項</p>	<p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</u></p> <p>5～10 [略]</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) [略]</p> <p>12～17 [略]</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) [略]</p> <p>12～17 [略]</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) [略]</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>6～10 [略]</p> <p>（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>6～10 [略]</p> <p>（退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行い、又は当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行わないことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。</u>）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手</p>	<p>該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行い、又は当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行わないことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。</u>）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。以下この項（各号列記以外の部分に限る。）において同じ。）の全部の返納を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の一部の返納を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額の全部の返納を命ずる処分を行わないことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p>	<p>当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合に<u>あつては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。以下この項（各号列記以外の部分に限る。）において同じ。）の全部の返納を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の一部の返納を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額の全部の返納を命ずる処分を行わないことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案し</p>	<p>第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>て、当該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する枚方市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。</p>	<p>該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する枚方市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に<u>あつて</u>は、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に</p>	<p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に</p>	<p>関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>附 則</p> <p>5 当分の間、次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、当該各号に定める額とする。この場合において、第1号に掲げる者に対する第6条の5第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項第1号」とする。</p> <p>(1) 35年以下の期間勤続して退職した者（一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条の規定により任期を定めて採用され、その任期を終えて退職した者を除く。） 第3条から第5条の3まで及び附則第23</p>	<p>として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>附 則</p> <p>5 当分の間、次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、当該各号に定める額とする。この場合において、第1号に掲げる者に対する第6条の5第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項第1号」とする。</p> <p>(1) 35年以下の期間勤続して退職した者（一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条の規定により任期を定めて採用され、その任期を終えて退職した者を除く。） 第3条<u>及び第4条</u>から第5条の3までの</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>項から第28項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額</u></p> <p>(2) 36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの 同項又は第5条の2及び附則第26項の規定により計算した額に前号に定める割合を乗じて得た額</p> <p>(3) 42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの その者が第5条又は附則第24項の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として、第1号の規定の例により計算して得られる額</p> <p>(4) 35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第24項の規定に該当する退職をしたもの その者の勤続期間を35年として第1号の規定の例により計算して得られる額</p> <p>15 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 表 [略]</p> <p>23 <u>当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」</u></p>	<p>規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの 同項又は第5条の2の規定により計算した額に前号に定める割合を乗じて得た額</p> <p>(3) 42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として、第1号の規定の例により計算して得られる額</p> <p>(4) 35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたもの その者の勤続期間を35年として第1号の規定の例により計算して得られる額</p> <p>15 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 表 [略]</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>とあるのは、「第5条又は附則第23項」とする。</p> <p>24 <u>当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第24項」とする。</u></p> <p>25 <u>前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u></p> <p>(1) <u>職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第 号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員</u></p> <p>(2) <u>給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員</u></p> <p>26 <u>枚方市職員給与条例附則第7項の規定による職員の給料月額の改定をする条例に準ずる給与の支給の基準は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p> <p>27 <u>当分の間、次項の規定の適用を受ける職員以外の職員についての第5条の3、第6条の3及び附則第2項の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3、第6条の3及び附則第2項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは次の表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 255 795 311">附則第25項各号に掲げる職員以外の者</td> <td data-bbox="795 255 1097 311">60歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 311 795 367">附則第25項第1号に掲げる職員</td> <td data-bbox="795 311 1097 367">65歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 367 795 422">附則第25項第2号に掲げる職員</td> <td data-bbox="795 367 1097 422">規則で定める年齢</td> </tr> </table>	附則第25項各号に掲げる職員以外の者	60歳	附則第25項第1号に掲げる職員	65歳	附則第25項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢	
附則第25項各号に掲げる職員以外の者	60歳						
附則第25項第1号に掲げる職員	65歳						
附則第25項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢						
<p>28 当分の間、<u>第5条第1項に掲げる者（職制、定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）</u>であつて、<u>前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第6条の3及び附則第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p>							
<p>[企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例関係] （給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）、<u>職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条の規定により採用された者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第4条の規定により任期を定めて採用された</u></p>	<p>[企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例関係] （給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）、<u>同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第4条の規定により任期を定めて採用された者（以下これらを「職</u></p>						

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>者 (以下これらを「職員」という。) の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員) についての適用除外)</p> <p>第25条 第5条、第6条、第8条及び第18条の規定は、<u>職員の定年等に関する条例第12条</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>[職員の育児休業等に関する条例関係]</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間 (同条の規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>員」という。) の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(再任用職員) についての適用除外)</p> <p>第25条 第5条、第6条、第8条及び第18条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>[職員の育児休業等に関する条例関係]</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>職員の定年等に関する条例第12条に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係]</p> <p>（1週間の勤務時間）</p>	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）</u>を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係]</p> <p>（1週間の勤務時間）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、パートタイム会計年度任用職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間を超えない時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない時間の勤務時間を割り振るものとし、パートタイム会計年度任用職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員につい</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、パートタイム会計年度任用職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間を超えない時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない時間の勤務時間を割り振るものとし、パートタイム会計年度任用職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ては、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない時間の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、パートタイム会計年度任用職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の理由により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、パートタイム会計年度任用職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職</p>	<p>1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない時間の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、パートタイム会計年度任用職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の理由により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、パートタイム会計年度任用職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的に任用された者にあつては、その者の勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(障害のある職員の健康管理休暇)</p> <p>第15条の3 障害のある職員の健康管理休暇は、職員（育児短時間勤務職員等、パートタイム会計年度任用職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）がその障害に係る事由により勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 組合休暇は、1の年度において30日（育児短時間勤務職員等、パートタイム会計年度任用職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して30日を超えない範囲内で規則で定める日数）を超えて与えることができない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的に任用された者にあつては、その者の勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(障害のある職員の健康管理休暇)</p> <p>第15条の3 障害のある職員の健康管理休暇は、職員（育児短時間勤務職員等、パートタイム会計年度任用職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）がその障害に係る事由により勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 組合休暇は、1の年度において30日（育児短時間勤務職員等、パートタイム会計年度任用職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して30日を超えない範囲内で規則で定める日数）を超えて与えることができない。</p> <p>4 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[職員の懲戒の手續及び効果に関する条例関係] （減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、基本報酬の額）の10分の1以下の額を現に受ける給与（同号に掲げる職員にあっては、基本報酬）から減ずるものとする。</u><u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>[職員の懲戒の手續及び効果に関する条例関係] （減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、基本報酬の額）の10分の1以下の額を給与（同号に掲げる職員にあっては、基本報酬）から減ずるものとする。</p>
<p>[枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例関係] （職員の定数）</p> <p>第7条 常時勤務を要する職を占める一般職の職員及び<u>定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条の規定により採用された職員をいう。）</u>の定数は、242人以内とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>[枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例関係] （職員の定数）</p> <p>第7条 常時勤務を要する職を占める一般職の職員及び<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員</u>の定数は、242人以内とする。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>[外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例関係] （職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とす</p>	<p>[外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例関係] （職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とす</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>る。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>[公益的法人等への職員の派遣等に関する条例関係] （職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) [略]</p>	<p>る。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第4条第1項の規定により<u>引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>[公益的法人等への職員の派遣等に関する条例関係] （職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第4条第1項の規定により<u>引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) [略]</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>3 [略]</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>[枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係]</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び職員<u>の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>[枚方市職員定数条例関係]</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、</p>	<p>3 [略]</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>[枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係]</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>[枚方市職員定数条例関係]</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定により条例で定めることとされている定数並びに<u>職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）</u>第12条の規定により採用された者（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の定数について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、常時勤務を要する職を占める一般職に属する者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）及び臨時的に任用された者を除く。）及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>をいう。</p>	<p>第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定により条例で定めることとされている定数並びに<u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>の規定により採用された者（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の定数について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、常時勤務を要する職を占める一般職に属する者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）及び臨時的に任用された者を除く。）及び<u>再任用短時間勤務職員</u>をいう。</p>

議案第 39 号

枚方市立火葬場条例の一部改正について

次のとおり枚方市立火葬場条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）9 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 使用者及び火葬される者が市民以外の者である場合の火葬施設使用料の額を改定するため。

枚方市立火葬場条例の一部を改正する条例

枚方市立火葬場条例（平成18年枚方市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表その1の表市民以外の者である場合の項中「100,000円」を「120,000円」に、「60,000円」を「72,000円」に、「20,000円」を「24,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に火葬場の施設の使用の許可の申請を行った場合の使用料について適用し、同日前に火葬場の施設の使用の許可の申請を行った場合の使用料については、なお従前の例による。

新 (改正後)					旧 (現 行)				
別表 (第 9 条関係)					別表 (第 9 条関係)				
その 1 死体及び死産児に係る火葬施設使用料					その 1 死体及び死産児に係る火葬施設使用料				
区 分		単 位		金 額	区 分		単 位		金 額
市民以外の者である場合	死 体	大 人	1 体	<u>120,000円</u>	死 体	大 人	1 体	<u>100,000円</u>	
		小 人	1 体	<u>72,000円</u>		小 人	1 体	<u>60,000円</u>	
	死 産 児	1 胎	<u>24,000円</u>	死 産 児	1 胎	<u>20,000円</u>			
備考 [略]					備考 [略]				

議案第 40 号

枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市景観条例の一部改正について

次のとおり枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市景観条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）9 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 建築基準法等の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市景観条例の一部を改正する条例

(枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正)

第1条 枚方市建築基準法関係事務条例（平成12年枚方市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同表33の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表34の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表46の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表47の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

(枚方市景観条例の一部改正)

第2条 枚方市景観条例（平成26年枚方市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号イ中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 40 号参考資料

枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市景観条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)			旧 (現 行)		
[枚方市建築基準法関係事務条例関係] 別表 (第7条、第8条関係)			[枚方市建築基準法関係事務条例関係] 別表 (第7条、第8条関係)		
項	事 務 の 区 分	金 額	項	事 務 の 区 分	金 額
1	[略]	[略]	1	[略]	[略]
2	[略]	付表3に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合するかどうかの審査(以下「建築物エネルギー消費性能基準適合性審査」という。)を行う場合にあっては、当該額に付表4に定める額を加算した額)	2	[略]	付表3に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合するかどうかの審査(以下「建築物エネルギー消費性能基準適合性審査」という。)を行う場合にあっては、当該額に付表4に定める額を加算した額)

新（改正後）			旧（現 行）		
33	法第85条第6項の規定に基づく許可の申請に対する審査	[略]	33	法第85条第5項の規定に基づく許可の申請に対する審査	[略]
34	法第85条第7項の規定に基づく許可の申請に対する審査	[略]	34	法第85条第6項の規定に基づく許可の申請に対する審査	[略]
46	法第87条の3第6項の規定に基づく許可の申請に対する審査	[略]	46	法第87条の3第5項の規定に基づく許可の申請に対する審査	[略]
47	法第87条の3第7項の規定に基づく許可の申請に対する審査	[略]	47	法第87条の3第6項の規定に基づく許可の申請に対する審査	[略]
56	[略]	[略]	56	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		
付表1～付表10 [略]			付表1～付表10 [略]		
[枚方市景観条例関係]			[枚方市景観条例関係]		
(届出を要しない行為)			(届出を要しない行為)		
第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。			第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。		
(1) [略]			(1) [略]		
(2) 次に掲げる法令の規定による許可、届出等を要する法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為			(2) 次に掲げる法令の規定による許可、届出等を要する法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為		
イ 建築基準法（昭和25年法律第201号） <u>第85条第6項</u> の規定による許可			イ 建築基準法（昭和25年法律第201号） <u>第85条第5項</u> の規定による許可		

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>ロ～ニ [略] (3)～(12) [略]</p>	<p>ロ～ニ [略] (3)～(12) [略]</p>

議案第 41 号

枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）9 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 長期優良住宅維持保全計画の認定等の審査についての手数料の額を定めるため。
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定等の審査についての手数料の額の算定方法を見直すため。

枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正する条例

枚方市建築行政事務手数料条例（平成29年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項の表令第25条の4第16項の認定の項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、同表令第38条の4第23項の認定の項中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

別表第4の1の項の表以外の部分中「第5項」を「第7項」に改め、同項の表中「増改築」の次に「又は既存」を加え、別表第4の5の項の表以外の部分中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は同条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項の表以外の部分ただし書中「同条第6項第4号」を「同条第8項第4号又は同項第6号」に改め、同項の表中「増改築」の次に「又は既存」を加える。

別表第5の1の項の表備考1中「以下この表」を「以下備考1」に改め、同表備考3を削り、同表備考4中「備考3の規定にかかわらず、」及び「（同備考に規定する場合にあっては、当該床面積から当該共同住宅等の部分の共用部分の床面積を除いた床面積）」を削り、同備考を同表備考3とし、同表備考5を同表備考4とし、別表第5の5の項の表備考中「、備考3及び備考5」を「及び備考4」に改める。

別表第6の12の項の表備考2中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の3の項の表及び別表第6の12の項の表備考2の改正規定は、公布の日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)																				
<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <p>租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号。以下この項において「令」という。) の規定による認定の申請に対する審査 申請 1 件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="226 657 1081 906"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第20条の2 第14項の認定</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令第25条の4 第2項の認定</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令第25条の4 第17項の認定</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令第38条の4 第24項の認定</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 4 (第 2 条関係)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。) 関係事務</p> <p>1 法第 5 条第 1 項から第 7 項までの規定による認定の申請に対する審査 (建築基準関係規定適合審査の申出 (法第 6 条第 2 項 (法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による申出をいう。次項から 5 の項までにおいて同じ。) を伴わない場合に限る。) 申請 1 件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に</p>	事 務	金 額	令第20条の2 第14項の認定	[略]	令第25条の4 第2項の認定	[略]	令第25条の4 第17項の認定	[略]	令第38条の4 第24項の認定	[略]	<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <p>租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号。以下この項において「令」という。) の規定による認定の申請に対する審査 申請 1 件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="1184 657 2040 906"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第20条の2 第14項の認定</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令第25条の4 第2項の認定</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令第25条の4 第16項の認定</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令第38条の4 第23項の認定</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 4 (第 2 条関係)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。) 関係事務</p> <p>1 法第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定による認定の申請に対する審査 (建築基準関係規定適合審査の申出 (法第 6 条第 2 項 (法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による申出をいう。次項から 5 の項までにおいて同じ。) を伴わない場合に限る。) 申請 1 件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に</p>	事 務	金 額	令第20条の2 第14項の認定	[略]	令第25条の4 第2項の認定	[略]	令第25条の4 第16項の認定	[略]	令第38条の4 第23項の認定	[略]
事 務	金 額																				
令第20条の2 第14項の認定	[略]																				
令第25条の4 第2項の認定	[略]																				
令第25条の4 第17項の認定	[略]																				
令第38条の4 第24項の認定	[略]																				
事 務	金 額																				
令第20条の2 第14項の認定	[略]																				
令第25条の4 第2項の認定	[略]																				
令第25条の4 第16項の認定	[略]																				
令第38条の4 第23項の認定	[略]																				

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)					旧 (現 行)						
定める額					定める額						
項	区 分			金 額	項	区 分			金 額		
	建築物の区分	床面積の合計の区分	認定基準 の 区分			建築物の区分	床面積の合計の区分	認定基準 の 区分			
1	[略]		[略]	[略]	1	[略]		[略]	[略]		
			増改築又 は 既 存	[略]				増 改 築	[略]		
2	[略]	[略]	[略]	[略]	2	[略]	[略]	[略]	[略]		
			増改築又 は 既 存	[略]				増 改 築	[略]		
		[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			増改築又 は 既 存	[略]			増 改 築			[略]	
		[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				増改築又 は 既 存			[略]			増 改 築	[略]
		[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				増改築又 は 既 存			[略]			増 改 築	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
		増改築又	[略]			増 改 築	[略]				

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)					旧 (現 行)				
			は 既 存						
		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
			増改築又 は 既 存	[略]			増 改 築	[略]	[略]
3	[略]		[略]	[略]	3	[略]	[略]	[略]	[略]
			増改築又 は 既 存	[略]			増 改 築	[略]	[略]
4	[略]	[略]	[略]	[略]	4	[略]	[略]	[略]	[略]
			増改築又 は 既 存	[略]			増 改 築	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
			増改築又 は 既 存	[略]			増 改 築	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
			増改築又 は 既 存	[略]			増 改 築	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
			増改築又 は 既 存	[略]			増 改 築	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]



新 (改正後)				旧 (現 行)				
			増改築又は既存			増改築	[略]	
		[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
			増改築又は既存			増改築	[略]	
備考 [略]				備考 [略]				
2～4 [略]				2～4 [略]				
<p>5 法第8条第1項の変更の認定の申請に対する審査（次項に掲げる審査を除く。）（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合に限る。）申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同表2の項及び4の項に掲げる建築物にあっては、当該変更が一部の住戸に係る変更の場合は、当該額と当該額を当該変更に係る法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画又は同条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画に係る全ての戸数で除して得た額（当該除して得た額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に当該変更の対象となる戸数を乗じて得た額のいずれか低い額）。ただし、当該変更が同条第8項第4号又は同項第6号に掲げる事項のみの変更の場合は、同表3の項に掲げる建築物にあっては2,300円とし、同表4の項に掲げる建築物にあっては4,700円とする。</p>				<p>5 法第8条第1項の変更の認定の申請に対する審査（次項に掲げる審査を除く。）（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合に限る。）申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同表2の項及び4の項に掲げる建築物にあっては、当該変更が一部の住戸に係る変更の場合は、当該額と当該額を当該変更に係る法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る全ての戸数で除して得た額（当該除して得た額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に当該変更の対象となる戸数を乗じて得た額のいずれか低い額）。ただし、当該変更が同条第6項第4号に掲げる事項のみの変更の場合は、同表3の項に掲げる建築物にあっては2,300円とし、同表4の項に掲げる建築物にあっては4,700円とする。</p>				
項	区 分			項	区 分			金 額
	建築物の区分	床面積の合計の区分	認定基準		建築物の区分	床面積の合計の区分	認定基準	金 額

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
1	[略]	[略]	[略]
		増改築又は既存	増改築
2	[略]	[略]	[略]
		増改築又は既存	増改築
1	[略]	[略]	[略]
		増改築又は既存	増改築
2	[略]	[略]	[略]
		増改築又は既存	増改築
1	[略]	[略]	[略]
		増改築又は既存	増改築
2	[略]	[略]	[略]
		増改築又は既存	増改築
1	[略]	[略]	[略]
		増改築又は既存	増改築
2	[略]	[略]	[略]
		増改築又は既存	増改築



新 (改正後)	旧 (現 行)								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">増改築又 は既存</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>			増改築又 は既存	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">増改築</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>			増改築	[略]
		増改築又 は既存	[略]						
		増改築	[略]						
<p>備考 [略]</p>	<p>備考 [略]</p>								
<p>6～9 [略]</p>	<p>6～9 [略]</p>								
<p>別表第5 (第2条関係)</p>	<p>別表第5 (第2条関係)</p>								
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律 (以下この表において「法」という。) 関係事務</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律 (以下この表において「法」という。) 関係事務</p>								
<p>1 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請 (次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。) に対する審査 (建築基準関係規定適合審査の申出 (法第54条第2項 (法第55条第2項において準用する場合を含む。) の規定による申出をいう。次項から5の項までにおいて同じ。) を伴わない場合に限る。) 申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額表 [略]</p>	<p>1 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請 (次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。) に対する審査 (建築基準関係規定適合審査の申出 (法第54条第2項 (法第55条第2項において準用する場合を含む。) の規定による申出をいう。次項から5の項までにおいて同じ。) を伴わない場合に限る。) 申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額表 [略]</p>								
<p>備考</p>	<p>備考</p>								
<p>1 この表において、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「非住宅建築物」とは建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">経済産業省</div>                     低炭素化の促進のために誘導すべき基準 (平成24年国土交通省 告  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">環 境 省</div>                     示第119号。以下備考1において「告示」という。) に規定する非</p>	<p>1 この表において、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「非住宅建築物」とは建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">経済産業省</div>                     低炭素化の促進のために誘導すべき基準 (平成24年国土交通省 告  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">環 境 省</div>                     示第119号。以下この表において「告示」という。) に規定する非</p>								

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>住宅建築物をいい、「複合建築物」とは告示に規定する複合建築物をいい、「技術的基準」とは法第54条第1項各号に掲げる基準をいい、「モデル建物法」とは告示に規定する特別な調査又は研究の結果に基づく評価手法をいい、「共同住宅等」とは告示に規定する共同住宅等をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この表の床面積は、法第55条第1項の変更の認定の申請（床面積の増加を伴う申請に限る。）をする場合においては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に当該増加に係る部分の床面積を加えた面積とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>住宅建築物をいい、「複合建築物」とは告示に規定する複合建築物をいい、「技術的基準」とは法第54条第1項各号に掲げる基準をいい、「モデル建物法」とは告示に規定する特別な調査又は研究の結果に基づく評価手法をいい、「共同住宅等」とは告示に規定する共同住宅等をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>この表の床面積は、共同住宅等の部分について告示に規定する方法のうち当該共同住宅等の部分の共用部分（住宅部分のうち1の住戸以外の部分をいう。以下この表において同じ。）に係る基準一次エネルギー消費量（告示に規定する基準一次エネルギー消費量をいう。以下備考3において同じ。）を加算しない方法により基準一次エネルギー消費量を算定する場合においては、床面積から当該共同住宅等の部分の共用部分の床面積を除いた面積とする。</u></p> <p>4 <u>備考3の規定にかかわらず、この表の床面積は、法第55条第1項の変更の認定の申請（床面積の増加を伴う申請に限る。）をする場合においては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（同備考に規定する場合にあっては、当該床面積から当該共同住宅等の部分の共用部分の床面積を除いた床面積）に2分の1を乗じて得た面積に当該増加に係る部分の床面積（同備考に規定する場合にあっては、当該床面積から当該共同住宅等の部分の共用部分の床面積を除いた床面積）を加えた面積とする。</u></p> <p>5 [略]</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>2～4 [略]</p> <p>5 法第55条第1項の変更の認定の申請（1の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合に限る。）申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 [略]</p> <p>備考 1の項の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表に適用する。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1～11 [略]</p> <p>12 法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表において、「非住宅建築物」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「複合建築物」とは同号に規定する複合建築物をい</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>5 法第55条第1項の変更の認定の申請（1の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合に限る。）申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 [略]</p> <p>備考 1の項の表の備考1、備考2、備考3及び備考5の規定は、この表に適用する。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1～11 [略]</p> <p>12 法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表において、「非住宅建築物」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「複合建築物」とは同号に規定する複合建築物をい</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>い、「建築物エネルギー消費性能基準」とは<u>法第2条第1項第3号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいい、「住宅」とは同令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、「仕様基準等」とは同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準をいい、「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>13 [略]</p>	<p>い、「建築物エネルギー消費性能基準」とは<u>法第2条第3号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいい、「住宅」とは同令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、「仕様基準等」とは同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準をいい、「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>13 [略]</p>

議案第 42 号

枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部  
改正について

次のとおり枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部  
を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議  
決を求める。

令和 4 年（2022年）9 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 選挙運動用自動車の使用等の公費負担額の見直しを行うため。



枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年枚方市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号ロ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 枚方市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金</p>	<p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 枚方市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(当該選挙運動用自動車 (これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。) が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ハ [略]</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数 (当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 枚方市は、候補者 (前条の規定による届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価 (当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円</u></p>	<p>(当該選挙運動用自動車 (これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。) が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ハ [略]</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数 (当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 枚方市は、候補者 (前条の規定による届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価 (当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円</u></p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p><u>73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 枚方市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>28円35銭</u>に枚方市の区域における500を超えるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を枚方市の区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて枚方市の区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p><u>51銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 枚方市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>27円50銭</u>に枚方市の区域における500を超えるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>573,030円</u>を加えた金額を枚方市の区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて枚方市の区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

議案第43号

長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その2）請負変更契約締結について

次のとおり長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その2）請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）9月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市中宮西之町4番22号  
アーステック株式会社  
代表取締役 河本 哲久
3. 工事名 長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その2）
4. 施工場所 枚方市杉北町1丁目及び杉責谷1丁目 地内
5. 変更内容

契 約 金 額	
変 更 前	金 528,610,500円
変 更 後	金 579,154,400円
工 期	
変 更 前	令和 3年 6月 25日から 令和 4年 9月 30日まで
変 更 後	令和 3年 6月 25日から 令和 4年 11月 15日まで

## 工事概要書（変更）

1. 工事名 長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その2）

2. 施工場所 枚方市杉北町1丁目及び杉責谷1丁目 地内

3. 契約金額

変更前	金	528,610,500円
変更後	金	579,154,400円
増額	金	50,543,900円

4. 工期

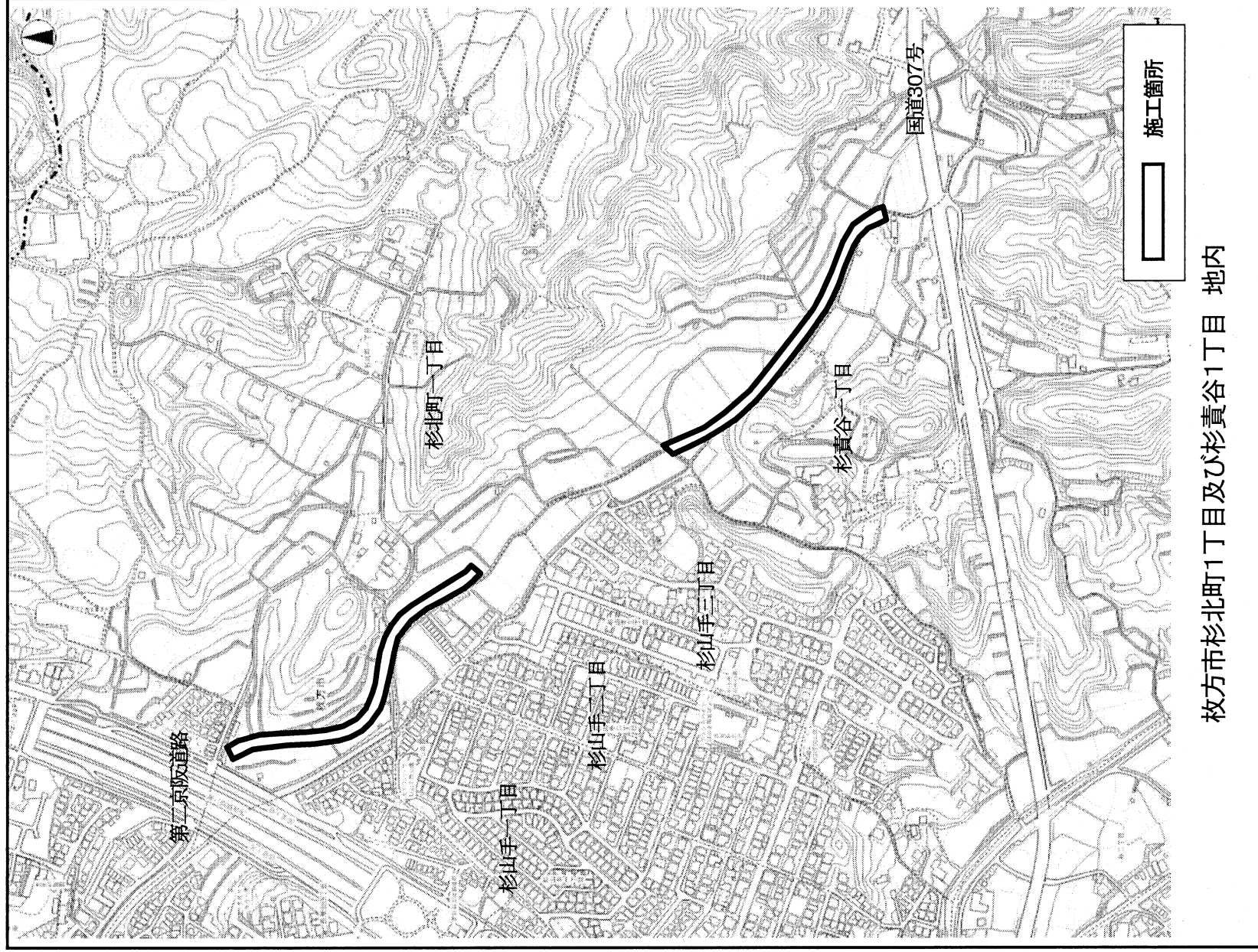
変更前	令和3年6月25日から 令和4年9月30日まで
変更後	令和3年6月25日から 令和4年11月15日まで

5. 工事概要 道路土工一式、法面工一式、擁壁工一式、排水構造物工一式、縁石工一式、防護柵工一式、舗装工一式、道路附属施設工一式、付帯工一式、護岸工一式、カルバート工一式、農水附属施設工一式、構造物撤去工一式、仮設工一式  
施工延長 L=738m

6. 変更理由 施工中に確認された想定外の土質に対応するための一部区間における鋼矢板打設工法の変更、整備中の道路への耕作地からの進入路の位置変更等並びにこれらの変更に伴う施工期間の延長及び交通誘導警備員の増員が必要となったことから、工期及び契約金額を変更するものです。

# 工事場所位置図

工事件名：長尾杉線(杉工区)道路整備工事(その2)



議案第44号

令和3年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）9月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1. 未処分利益剰余金 | 1,760,926,561円                                      |
| 2. 処 分 内 容  | 建設改良積立金に1,126,447,229円を積立<br>その他積立金に634,479,332円を積立 |



議案第45号

令和3年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）9月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1. 未処分利益剰余金 | 1,760,895,933円                                   |
| 2. 処 分 内 容  | 資本金に1,504,530,802円を組み入れ<br>減債積立金に256,365,131円を積立 |